

大分県「介護事業所経営改善モデル事業」参加事業所募集要項

介護サービスの需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減少する中で、介護事業者は介護人材の確保を含む多くの経営課題を有します。経営の安定化に向けては、介護事業者が地域の状況を把握し、また、足下の経営状況のみならず将来の経営状況を見通した上で経営を行うことが重要です。

本事業では、介護事業者が経営の安定化を図り、地域における必要な介護サービス提供体制を確保することに加え、大分県DXサポートセンターの機能強化を図り、伴走支援を充実させることを目的とし、経営改善に向けた支援を実施します。経営に関するお悩みのある事業所の皆様のご応募をお待ちしております。

記

1 対象者

- ・ 介護事業所等を運営する法人（社会福祉法人、医療法人、株式会社等）
- ・ 介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所・居宅介護支援事業所を含む。）
- ・ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

2 大分県が支援する内容

介護事業者が行う経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取組を支援します。

【支援の流れ】

- ① 独立行政法人福祉医療機構（WAM）が提供する経営診断または経営分析プログラムを実施します。
- ② 経営診断または経営分析プログラムの結果について、大分県DXサポートセンターが配置する経営改善（協働化等）コーディネータ（以下、「コーディネータ」）の解説を受けます。
- ③ 経営診断または経営分析プログラムの結果を踏まえ、業務改善計画を作成します。作成に当たっては、コーディネータによる支援を受けます。
- ④ 作成した業務改善計画に基づく改善策を実施します。
- ⑤ 翌年度に業務改善計画に対する効果を大分県へ報告します。

【参加要件】

- ① WAM が提供する経営診断または経営分析プログラムのいずれかを実施することを要件とします。

なお、経営診断、経営分析プログラムの実施費用は大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金の補助対象（補助率4／5）です。

- ・経営診断（実施費用：11,000 円（税込））（補助率4／5）

法人・施設の収支・財務状況を同種の施設と比較し、立ち位置を示すヒストグラムや平均値との比較を実施。サービス活動収益に対する事務費や事業費の占める割合等経営指標ごとの解説を全約 50 頁の診断書として提示。

- ・経営分析プログラム（実施費用：110,000 円（税込）+旅費等実費）（補助率4／5）

福祉医療貸付事業の貸付先の財務データ等を活用し、財務分析等を実施し、対象施設の課題抽出から解決策の提案までを実施。

- ② コーディネータの支援を踏まえて業務改善計画を作成し、補助を受けた翌年度に、業務改善計画に対する効果を大分県へ報告することを要件とします。

3 募集事業所

1 2 事業所（うち経営診断を実施する事業所：1 0 事業所、経営分析プログラムを実施する事業所：2 事業所）

※申込多数の場合、選定のうえ、参加事業所を決定します。あらかじめご了承ください。

4 応募締切

令和8年7月31日（金曜日）※募集状況により変更する場合があります。

5 応募方法

申込は下記 URL または二次元コードから行ってください。



申込みフォーム URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/6118657048167793295>

6 経営改善に向けた支援を受けるための補助について

介護事業者が行う経営基盤の強化や経営状況の改善に向けた取組を実施するための経費については大分県介護事業者経営改善支援事業費補助金による補助を受けることができます。

① 補助対象経費

- ・ WAM が提供する経営診断、経営分析プログラムを実施するための経費
- ・ 大分県が、介護事業者等の経営改善に資する支援が可能であると判断する機関（※）（社会保険労務士会、税理士会、中小企業診断士協会、税理士法人、社会保険労務士法人、社会福祉法人経営者協議会、社会福祉協議会、金融機関、商工会議所等）が実施する、管内事業所の経営基盤の強化及び経営状況の改善等を目的とした支援を実施するための経費
（※）中小企業庁が認定する「経営革新等支援機関一覧
（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.html>）等を参考にする事。
（※）民間のコンサルティング会社は除く。

② 補助額

補助対象経費に5分の4を乗じた額（千円未満切捨て）と35万円とを比較して、いずれか低い方を補助額とします。

7 留意事項

- ・ 他の補助金等によって助成されているものについては、大分県介護事業者経営改善支援事業の補助対象外となります。
- ・ 補助を受けた介護事業者等は、大分県又は厚生労働省等が実施する調査研究事業等に協力すること（大分県又は厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合があります。）。

8 問い合わせ先

大分県福祉保健部高齢者福祉課 人材確保・DX 推進班

メー ル : jinzai-dx@pref.oita.lg.jp

電 話 : 097-506-2785